

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成25年6月5日
【会社名】	日清食品ホールディングス株式会社
【英訳名】	NISSIN FOODS HOLDINGS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 安藤 宏基
【本店の所在の場所】	大阪市淀川区西中島四丁目1番1号 （同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。）
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都新宿区新宿六丁目28番1号
【電話番号】	03-3205-5111（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役・CFO 横山 之雄
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 100,523,790円 （発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額） 100,550,704円
	（注）1．本募集は、平成25年6月5日開催の当社取締役会決議に基づき、ストック・オプションの付与を目的として新株予約権を発行するものである。 2．発行価額の総額及び発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、平成25年2月1日～平成25年4月30日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均を基礎として算出された見込額である。 3．新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少する。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	日清食品ホールディングス株式会社 東京本社 （東京都新宿区新宿六丁目28番1号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号） 株式会社大阪証券取引所 （大阪市中央区北浜一丁目8番16号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】

(1)【募集の条件】

発行数	26,914個
発行価額の総額	100,523,790円 (注) 平成25年2月1日～平成25年4月30日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均を基礎として算出された見込額である。
発行価格	<p>新株予約権1個と引換えに払い込む金額(以下「払込金額」という。)は、次式のブラック・ショールズ・モデルにより以下の基礎数値に基づき算出した1株当たりのオプション価格に新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた金額(1円未満の端数は四捨五入)とする。</p> <p>なお、払込金額の払込みの方法は、子会社が、当該払込金額に付与される新株予約権の個数を乗じた額に相当する額の金銭報酬を新株予約権者となる子会社の取締役(退任した者を含む。)に対して支払う債務を負担し、当社が子会社から当該金銭報酬支払債務を引き受けることとした上で、新株予約権を付与される子会社の取締役(退任した者を含む。)が払込金額の払込みに代えて、当社に対する上記金銭報酬債権をもって相殺する方法とする。</p> $C = Se^{-qT}N(d) - Xe^{-rT}N(d - \sigma\sqrt{T})$ <p>ここで、</p> $d = \frac{\ln\left(\frac{S}{X}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)T}{\sigma\sqrt{T}}$ <p>1株当たりのオプション価格(C)</p> <p>株価(S): 平成25年6月26日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値(終値がない場合は、翌取引日の基準値段)</p> <p>行使価格(X): (募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの、新株予約権の行使時に払込むべき金額: 1円)</p> <p>予想残存期間(T): 4.393年</p> <p>株価変動性(σ): 4.393年(平成21年2月3日から平成25年6月26日まで)の各取引日における当社の普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動率</p> <p>無リスクの利子率(r): 残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率</p> <p>配当利回り(q): 1株当たりの配当金(過去12ヶ月の実績配当金)÷上記に定める株価</p> <p>標準正規分布の累積分布関数(N(·))</p> <p>(注) 平成25年6月26日に決定する予定である。</p>
申込手数料	該当事項なし
申込単位	1個
申込期間	平成25年6月25日
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	日清食品ホールディングス株式会社人事部
払込期日	平成25年6月26日
割当日	平成25年6月26日
払込取扱場所	株式会社みずほコーポレート銀行 十五号支店

(注) 1. 本新株予約権証券は、平成25年6月5日開催の当社取締役会決議に基づき発行されるものである。

2. 申込みの方法

新株予約権の割当を受ける者は、申込取扱場所に申込みをし、平成25年6月25日に当社との間で「併存的債務引受及び新株予約権割当契約書」を締結する。

3. 本新株予約権の募集は、ストック・オプションの付与の目的をもって行うものであり、本新株予約権は、当社の子会社の常勤取締役(退任した者を含む。)に対して割り当てられる。

4. 割当対象者の人数及び割当新株予約権数

本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当新株予約権数は以下のとおりである。

対象者	人数	割当新株予約権数
当社の子会社の常勤取締役(退任した者を含む。)	36名	合計26,914個

(2) 【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 権利内容に何ら限定のない標準となる株式である。 また、単元株式数は100株である。
新株予約権の目的となる株式の数	26,914株 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。 但し、(注)1.の定めにより調整を受けることがある。
新株予約権の行使時の払込金額	各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの金額(以下「行使価額」という。)を1円とし、これに新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金100,550,704円 (注) すべての新株予約権の行使により、新株が発行されると仮定して計算された額である。 (注) 平成25年2月1日~平成25年4月30日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均を基礎として算出された見込額である。ただし、新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、上記金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株当たりの発行価格は、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に、各新株予約権の発行価格を加えた額を、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数で除した額とする。 2. 資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使期間	平成25年6月27日から平成65年6月26日まで
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1. 新株予約権の行使請求の受付場所 日清食品ホールディングス株式会社人事部 2. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社みずほコーポレート銀行 十五号支店

新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社及びその全ての子会社において取締役及び従業員の地位を全て喪失した日の翌日以降10日間に限り、新株予約権を行使できるものとする。</p> <p>新株予約権者が競合他社（当社及び当社の子会社の事業と競合する事業を行う会社をいう。）の役員又は顧問等に就任又は就職する場合は行使できないものとする。ただし、当社の書面による承諾を事前に得た場合を除く。</p> <p>1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。</p> <p>新株予約権者が（ ）重大な法令に違反した場合、（ ）当社又は子会社の定款に違反した場合又は（ ）解任若しくは懲戒解雇された場合には行使できないものとする。</p> <p>新株予約権者が、新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合は行使できないものとする（新株予約権の一部の放棄の場合は、当該新株予約権の一部について行使できないものとする）。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、上記 に拘わらず、新株予約権全部を相続により承継する者（以下「権利承継者」という。）を当該新株予約権者の相続人のうちの1人に限定する場合に限り、権利承継者は、新株予約権者が死亡した日から10ヶ月以内に限り新株予約権を行使することができるものとする。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案につき当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合。）は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。</p> <p>新株予約権の目的である株式の内容として当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合においては、組織再編行為の効力発生の直前の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新たに新株予約権を交付するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>交付する再編対象会社の新株予約権の数 残存新株予約権の新株予約権者が保有する数と同一の数とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件等を勘案の上、上記「新株予約権の目的となる株式の数」及び下記（注）1. に準じて決定する。</p>

	<p>新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した再編後の行使価額に上記に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。</p> <p>新株予約権を行使することができる期間</p> <p>交付される新株予約権を行使することができる期間は、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、上記「新株予約権の行使期間」に定める期間の満了日までとする。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項</p> <p>上記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 2. 資本組入額」に準じて決定する。</p> <p>譲渡による新株予約権の取得の制限</p> <p>譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。</p> <p>新株予約権の取得事由及び行使の条件</p> <p>新株予約権の取得事由及び行使の条件は、上記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」及び「新株予約権の行使の条件」に準じて、組織再編行為の際に当社の取締役会で定める。</p>
--	---

(注) 1. 新株予約権の目的となる株式の調整

新株予約権の割当日後、当社が普通株式の株式分割（普通株式の無償割当てを含む、以下同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式（普通株式の無償割当ての比率は、自己株式には割当てが生じないことを前提として算定した比率とする。）により目的となる株式の数を調整するものとする。かかる調整は当該時点において未行使の新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

調整後株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社の株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

上記の他、新株予約権の割当日後、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で調整する。

また、目的となる株式の数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者に通知する。ただし、当該適用の日の前日までに通知を行うことができない場合には、以後速やかに通知するものとする。

2. 新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- (1) 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印の上、これを上記「新株予約権の行使請求の受付場所」に提出するものとする。
- (2) 前(1)の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、新株予約権1個につき、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの、新株予約権の行使時に払込むべき金額に当該行使に係る新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額の全額を、上記「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」に払い込むものとする。

3. 新株予約権の行使の効力発生時期等

- (1) 新株予約権を行使した新株予約権者は、適用法令の規定に従い新株予約権の目的である株式の株主となる。
- (2) 当社は、行使手続終了後、直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する口座管理機関である野村證券株式会社（住所：東京都中央区日本橋1-9-1）に開設した新株予約権者名義の振替口座に、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記録するために必要な手続を行う。

4. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てる。

5. 社債、株式等の振替に関する法律の適用

新株予約権の目的となる株式について、社債、株式等の振替に関する法律の適用がある。

(3) 【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
100,550,704	3,600,000	96,950,704

(注) 1. 払込金額の総額は、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額を合算した金額であり、平成25年2月1日～平成25年4月30日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均を基礎として算出された見込額である。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれていない。

3. 新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合及び当社が取得した新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する。

(2) 【手取金の使途】

今回の募集は、当社が当社の子会社の取締役(退任した者を含む。)に対してストック・オプションとして当社の新株予約権を付与することを目的としており、資金調達を目的としていない。

また、新株予約権の割当てに際し、払込みは金銭報酬債権をもって相殺する形態をとることから、新株予約権の払込金額100,550,704円に関しては、外部から新たに資金を調達するものではない。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第64期（自平成23年4月1日 至平成24年3月31日）平成24年6月28日 関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第65期第1四半期（自平成24年4月1日 至平成24年6月30日）平成24年8月9日 関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第65期第2四半期（自平成24年7月1日 至平成24年9月30日）平成24年11月9日 関東財務局長に提出

4【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第65期第3四半期（自平成24年10月1日 至平成24年12月31日）平成25年2月8日 関東財務局長に提出

5【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成25年6月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年7月2日に関東財務局長に提出

6【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成25年6月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成25年5月2日に関東財務局長に提出

7【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本届出書提出日（平成25年6月5日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成25年6月5日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書又は四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本届出書提出日（平成25年6月5日）までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由はありません。また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないと判断しております。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

日清食品ホールディングス株式会社 大阪本社

(大阪市淀川区西中島四丁目1番1号)

日清食品ホールディングス株式会社 東京本社

(東京都新宿区新宿六丁目28番1号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。